

議案第93号

利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和5年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(芽室町総合体育館設置及び管理条例の一部改正)

第1条 芽室町総合体育館設置及び管理条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号及び第3号中「使用」を「利用」に改める。

第6条の表休館日の項中「12月31日」を「12月29日」に改める。

第7条（見出しを含む。）及び第8条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、その範囲内で利用料金を定めるものとする。

第9条に次の2項を加える。

3 指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定める場合は、町長の承認を得て定めなければならない。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料の額は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。

第10条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前条の使用料」を「指定管理者」に改め、同項を同条第1項とする。

第11条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改め、同条第3号中「委員会」を「指定管理者」に改める。

第12条（見出しを含む。）、第13条、第14条（見出しを含む。）、第15条及び第16条中「使用」を「利用」に改める。

第17条中「第8条」の次に「、第10条」を加える。

別表を次のように改める。

## 別表（第9条関係）

## 総合体育館利用料

（単位 円）

区分		基本利用料（上限）
団 体 利 用 料	第1競技場	1時間につき 1,570
	第2競技場	// 480
	トレーニング室	// 210
	研修室	// 170
個 人 利 用 料	当日券（1人1回につき）	200
	共通回数券（6枚つづり）	1,000
	1か月券	2,000
	6か月券	8,400

## 備考

- 1 時間外の利用については、午前8時から午前9時までとし、特別に認めた場合とする。
- 2 営利を伴う催し物等で利用する場合又は入場料を徴収する場合の利用料は、基本利用料に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的として体育館に入館する者から、利用者が徴収する金銭並びに利用者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。  
芽室町民、芽室町内業者 5割  
芽室町民以外 20割
- 3 第1競技場又は第2競技場を利用する場合、その利用面積が総面積の2分の1を超える場合は、当該利用料は全額徴収する。ただし、その利用面積が2分の1、3分の1、4分の1又は8分の1以下の場合の利用料は、当該利用料のそれぞれ2分の1、3分の1、4分の1又は8分の1の額とする。
- 4 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実

費として徴収する。

5 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

6 団体とは、10人以上で利用の場合とする。

7 1時間未満の利用は、1時間とする。

第2条 芽室町総合体育館設置及び管理条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表団体利用料の部のトレーニング室の項を削る。

（芽室町営水泳プール設置及び管理条例の一部改正）

第3条 芽室町営水泳プール設置及び管理条例（平成2年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号及び第3号中「使用」を「利用」に改める。

第6条の表芽室町温水プールの項中「午前9時30分」を「午前9時」に、「12月31日」を「12月29日」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、その範囲内で利用料金を定めるものとする。

第8条に次の2項を加える。

3 指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定める場合は、町長の承認を得て定めなければならない。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。

第9条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前条の使用料」を「指定管理者」に改め、同項を同条第1項とする。

第10条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改め、同条第3号中「委員会」を「指定管理者」に改める。

第11条（見出しを含む。）、第12条、第13条（見出しを含む。）、第14条及び第15条中「使用」を「利用」に改める。

第16条中「第7条、」の次に「第9条、」を加え、同条後段中「第7条」の次に「及び第9条」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

芽室町営水泳プール利用料

（単位 円）

名称	個人利用料（上限）				団体利用料（上限）		
	当日券 （1人 1回につき）	回数券 （6枚つ づり）	1か 月券	6か 月券	1団体 1回につき	専用利用加算料金 （25mプール1時 間につき）	
						1コース	全コース
芽室町温 水プール	400	2,000	4,000	16,800	3,910	330	2,800

備考

- 1 時間外の利用については、午前8時から午前9時まで及び午後9時から午後10時までとし、特別に認めた場合とする。
- 2 営利を伴う催し物等で利用する場合又は入場料を徴収する場合の利用料は、基本利用料に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的として体育館に入館する者から、利用者が徴収する金銭並びに利用者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。  
芽室町民、芽室町内業者 5割  
芽室町民以外 20割
- 3 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 4 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 5 団体とは、10人以上で利用の場合とする。
- 6 専用利用は、団体での利用の場合に限る。
- 7 25mプール全コースの専用は、大会利用の場合に限る。

（芽室町健康プラザ設置及び管理条例の一部改正）

第4条 芽室町健康プラザ設置及び管理条例（平成8年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号及び第3号中「使用」を「利用」に改める。

第6条の表休館日の項中「12月31日」を「毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）及び12月29日」に改める。

第7条（見出しを含む。）及び第8条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、その範囲内で利用料金を定めるものとする。

第9条に次の2項を加える。

3 指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定める場合は、町長の承認を得て定めなければならない。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。

第10条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前条の使用料」を「指定管理者」に改め、同項を同条第1項とする。

第11条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改め、同条第3号中「委員会」を「指定管理者」に改める。

第12条（見出しを含む。）、第13条、第14条（見出しを含む。）、第15条及び第16条中「使用」を「利用」に改める。

第17条中「第8条」の次に「、第10条」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

健康プラザ利用料

（単位 円）

区分		基本利用料（上限）	
団体利用料	アリーナ	1時間につき	800
	研修室	〃	140
個人利用料	当日券（1人1回につき）		100
	回数券（6枚つづり）		500
	1か月券		1,000
	6か月券		4,200

## 備考

- 1 営利を伴う催し物等で利用する場合又は入場料を徴収する場合の利用料は、基本利用料に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的として健康プラザに入館する者から、利用者が徴収する金銭並びに利用者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。

芽室町民、芽室町内業者 5割

芽室町民以外 20割

- 2 アリーナを利用する場合、その利用面積が総面積の3分の2、2分の1又は3分の1以下の場合の利用料は、当該利用料のそれぞれ3分の2、2分の1又は3分の1の額とする。
- 3 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。
- 4 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 5 団体とは、10人以上で利用の場合とする。
- 6 1時間未満の利用は、1時間とする。

（芽室町サッカー場設置及び管理条例の一部改正）

第5条 芽室町サッカー場設置及び管理条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号及び第3号、第4条（見出しを含む。）並びに第5条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 指定管理者は、その範囲内で利用料金を定めるものとする。

第6条に次の2項を加える。

- 3 指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定める場合は、町長の承認を得て定めなければならない。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

- 4 利用料は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前条の使用料」を「指定管理者」に改め、同項を同条第1項とする。

第8条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改め、同条第3号中「委員会」を「指定管理者が」に改める。

第9条（見出しを含む。）、第10条、第11条（見出しを含む。）、第12条及び第13条中「使用」を「利用」に改める。

第13条の2中「第5条、」の次に「第7条、」を加え、同条後段中「第4条及び」を「第4条、」に改め、「第5条」の次に「及び第7条」を加え、「町及び指定管理者」とあるのは「町」とを削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

芽室町サッカー場利用料

区分	団体利用料（上限）	
	単位	金額
全面	1時間	1,000円
片面	1時間	500円

備考

- 1 団体とは、10人以上で利用の場合とする。
- 2 1時間未満の利用は、1時間とする。

（芽室町都市公園条例の一部改正）

第6条 芽室町都市公園条例（昭和51年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「使用」を「利用」に改める。

第2条の2各号列記以外の部分中「施設」の次に「及びパークゴルフ場（美生川河川敷公園パークゴルフ場、芽室霊園緑地公園パークゴルフ場、東工北1公園パークゴルフ場及び芽室公園パークゴルフ場をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第1号中「公園施設」の次に「及びパークゴルフ場」を加え、同条第2号及び第3号中「使用」を「利用」に改める。

第8条の2の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改める。

第9条の見出しを「（使用料及び利用料）」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 指定管理者は、その範囲内で利用料金を定めるものとする。
- 4 指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定める場合は、町長の承認を得て定めなければならない。また、これを変更しようとするときも、同様とす

る。

5 利用料は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。

第10条の見出し中「使用料」の次に「及び利用料」を加え、同条第1項中「町長」の次に「又は指定管理者」を、「使用料」の次に「及び利用料」を加え、同条第3項中「前条の使用料」を「指定管理者」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項並びに第12条（見出しを含む。）中「使用料」の次に「及び利用料」を加える。

第14条の2中「第8条の2」の次に「及び第10条」を加える。

第15条中「使用」の次に「及び利用」を加える。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条、第9条関係）

有料公園施設利用料

有料公園施設		利用料（上限）			備考
		単位		金額 (円)	
芽室公園	野球場	—	1時間	740	(1) 備付の放送施設を利用する場合は1時間につき270円を徴収する。 (2) 庭球場、運動広場及び弓道場の照明施設を利用する場合の利用料は、実費相当額を徴収する。 (3) 庭球場の1回の利用時間は3時間以内とする。 (4) 団体とは、10人以上で利用の場合とする。 (5) 営利を伴う催し物等で利用する場合又は入場料を徴収する場合の利用料は、基本利用料に次の割合を加えた額と
	庭球場	1面	1時間	100	
	運動広場	全面	1時間	500	
		半面	1時間	250	
南多目的運動公園	弓道場	個人	半日	100	
		団体	1時間	690	
	ソフトボール場	全面	1時間	250	
芽室南公園	運動広場	全面	1時間	500	
		半面	1時間	250	



	庭球場	1面	1時間	100	<p>する。入場料とは、参観を目的として入場する者から、利用者が徴収する金銭並びに利用者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。</p> <p>芽室町民、芽室町内業者 5割</p> <p>芽室町民以外 20割</p> <p>(6) 1時間未満の利用は、1時間とする。</p>
芽室西運動広場	サッカー場	—	1時間	500	

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年7月1日から施行する

#### 説 明

令和5年度から芽室町の社会体育施設において、利用料金制度を導入し、運営方法に変更が生じるため、関係条例の整備をしようとするものであります。

## 利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行								
<p style="text-align: center;">(芽室町総合体育館設置及び管理条例の一部改正)</p> <p style="text-align: center;">(管理の代行)</p> <p>第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、体育館の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 第7条の<u>利用</u>の許可</p> <p>(3) <u>利用</u>料金の収受に係る業務</p> <p>(4) 一略一</p> <p style="text-align: center;">(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 体育館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">開館時間</td> <td>午前9時から午後10時</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）及び<u>12月29日</u>から翌年の1月3日までの日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(利用の許可)</p> <p>第7条 体育館を<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p>	開館時間	午前9時から午後10時	休館日	毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）及び <u>12月29日</u> から翌年の1月3日までの日	<p style="text-align: center;">(管理の代行)</p> <p>第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、体育館の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 第7条の<u>使用</u>の許可</p> <p>(3) <u>使用</u>料金の収受に係る業務</p> <p>(4) 一略一</p> <p style="text-align: center;">(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 体育館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">開館時間</td> <td>午前9時から午後10時</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）及び<u>12月31日</u>から翌年の1月3日までの日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(使用の許可)</p> <p>第7条 体育館を<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p>	開館時間	午前9時から午後10時	休館日	毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）及び <u>12月31日</u> から翌年の1月3日までの日
開館時間	午前9時から午後10時								
休館日	毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）及び <u>12月29日</u> から翌年の1月3日までの日								
開館時間	午前9時から午後10時								
休館日	毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）及び <u>12月31日</u> から翌年の1月3日までの日								

改正案	現 行
<p>2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において体育館の運営管理上必要があると認めるときは、その<u>利用</u>について条件を付することができる。</p> <p>(利用の不許可)</p> <p>第8条 指定管理者は、体育館の<u>利用</u>目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その<u>利用</u>を許可しない。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(利用料)</p> <p>第9条 体育館の<u>利用料</u>の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>指定管理者は、その範囲内で利用料金を定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定める場合は、町長の承認を得て定めなければならない。また、これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>4 <u>利用料の額は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>(利用料の減免)</p> <p>第10条 <u>指定管理者</u>は、町長が相当な理由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>(利用料の還付)</p>	<p>2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において体育館の運営管理上必要があると認めるときは、その<u>使用</u>について条件を付することができる。</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第8条 指定管理者は、体育館の<u>使用</u>目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その<u>使用</u>を許可しない。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 体育館の<u>使用料</u>の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 <u>町長は、国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するとき、その使用料を免除するものとする。</u></p> <p>2 <u>前条の使用料</u>は、町長が相当な理由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p>

改正案	現 行
<p>第11条 既納の<b>利用</b>料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) <b>利用者</b>の責に帰することのできない理由により<b>利用</b>不能になったとき。</p> <p>(2) 第14条第3号により<b>利用</b>の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) <b>利用</b>日の前日までに<b>利用</b>許可の取り消し又は変更の申し出があつて、<b>指定管理者</b>が相当の理由があると認めたとき。</p> <p>(目的外<b>利用</b>等の禁止)</p> <p>第12条 <b>利用者</b>は、体育館の<b>利用</b>許可を受けた目的以外に<b>利用</b>し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。</p> <p>(特別施設等の設置)</p> <p>第13条 <b>利用者</b>は、その<b>利用</b>にあたって、特別の施設設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者を経由して委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(<b>利用</b>許可の取消)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はその<b>利用</b>許可の条件を変更し、又は<b>利用</b>を停止し、若しくは<b>利用</b>の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <b>利用者</b>が<b>利用</b>許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) <b>利用者</b>がこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3)と(4) 一略一</p>	<p>第11条 既納の<b>使用</b>料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) <b>使用者</b>の責に帰することのできない理由により<b>使用</b>不能になったとき。</p> <p>(2) 第14条第3号により<b>使用</b>の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) <b>使用</b>日の前日までに<b>使用</b>許可の取り消し又は変更の申し出があつて、<b>委員会</b>が相当の理由があると認めたとき。</p> <p>(目的外<b>使用</b>等の禁止)</p> <p>第12条 <b>使用者</b>は、体育館の<b>使用</b>許可を受けた目的以外に<b>使用</b>し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。</p> <p>(特別施設等の設置)</p> <p>第13条 <b>使用者</b>は、その<b>使用</b>にあたって、特別の施設設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者を経由して委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(<b>使用</b>許可の取消)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はその<b>使用</b>許可の条件を変更し、又は<b>使用</b>を停止し、若しくは<b>使用</b>の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <b>使用者</b>が<b>使用</b>許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) <b>使用者</b>がこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3)と(4) 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(原状の回復)</p> <p>第15条 <u>利用者</u>は、その<u>利用</u>を終了したとき、又は<u>利用</u>を停止されたとき、若しくは<u>利用</u>の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 <u>利用者</u>が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を<u>利用者</u>から徴収する。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第16条 <u>利用者</u>は、故意又は<u>利用者</u>の責に帰すべき過失により施設設備又は備付物件をき損、汚損若しくは滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(委員会による管理)</p> <p>第17条 第7条、第8条、<u>第10条</u>、第13条及び第14条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が体育館の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第7条、第8条、<u>第10条</u>及び第14条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第13条中「あらかじめ指定管理者を経由して委員会の」とあるのは「あらかじめ委員会の」と読み替えるものとする。</p>	<p>(原状の回復)</p> <p>第15条 <u>使用者</u>は、その<u>使用</u>を終了したとき、又は<u>使用</u>を停止されたとき、若しくは<u>使用</u>の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 <u>使用者</u>が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を<u>使用者</u>から徴収する。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第16条 <u>使用者</u>は、故意又は<u>使用者</u>の責に帰すべき過失により施設設備又は備付物件をき損、汚損若しくは滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(委員会による管理)</p> <p>第17条 第7条、第8条、第13条及び第14条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が体育館の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第7条、第8条及び第14条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第13条中「あらかじめ指定管理者を経由して委員会の」とあるのは「あらかじめ委員会の」と読み替えるものとする。</p>

改正案			現 行		
別表（第9条関係） 総合体育館 <u>利用</u> 料  (単位 円)			別表（第9条関係） 総合体育館 <u>使用</u> 料  (単位 円)		
	区分	基本 <u>利用</u> 料 (上限)		区分	基本 <u>利用</u> 料
団 体 利 用 料	第1競技場	1時間につき 1,570	団 体 使 用 料	第1競技場	1時間につき 1,570
	第2競技場	〃 480		第2競技場	〃 480
	トレーニング室	〃 210		トレーニング室	〃 210
	研修室	〃 170		研修室	〃 170
個 人 利 用 料	当日券（1人1回につき）	200	個 人 使 用 料	当日券（1人1回につき）	200
	<u>回数券（6枚つづり）</u>	<u>1,000</u>		<u>共通回数券（12枚つづり）</u>	<u>2,000</u>
	<u>1か月券</u>	<u>2,000</u>		6か月券	<u>5,000</u>
	6か月券	<u>8,400</u>			
備考 1 時間外の利用については、午前8時から午前9時までとし、特別に認めた場合とする。 2 営利を伴う催し物等で <u>利用</u> する場合又は入場料を徴収する場合の <u>利用</u> 料は、基本 <u>利用</u> 料に次の割合を加えた額とする。 入場料とは、参観を目的として体育館に入館する者から、 <u>利</u>			備考 1 時間外の利用については、午前8時から午前9時まで <u>及び</u> <u>午後9時から午後10時まで</u> とし、特別に認めた場合とする。 2 営利を伴う催し物等で <u>使用</u> する場合又は入場料を徴収する場合の <u>使用</u> 料は、基本 <u>使用</u> 料に次の割合を加えた額とする。 入場料とは、参観を目的として体育館に入館する者から、 <u>使</u> <u>用</u> 者が徴収する金銭並びに <u>使</u> <u>用</u> 者が発行する入場券、その他		

改正案	現 行
<p>用者が徴収する金銭並びに<u>利用者</u>が発行する入場券、その他これに類するものをいう。</p> <p>芽室町民、芽室町内業者 5割 芽室町民以外 20割</p> <p>3 第1競技場又は第2競技場を<u>利用</u>する場合、その<u>利用面積</u>が総面積の2分の1を超える場合は、当該<u>利用料</u>は全額徴収する。ただし、その<u>利用面積</u>が2分の1、3分の1、4分の1又は8分の1以下の場合の<u>利用料</u>は、当該<u>利用料</u>のそれぞれ2分の1、3分の1、4分の1又は8分の1の額とする。</p> <p>4 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。</p> <p>5 <u>利用</u>のための準備及び原状回復に要する時間は、<u>利用時間</u>に含むものとする。</p> <p>6 団体とは、10人以上で<u>利用</u>の場合とする。</p> <p>7 1時間未満の<u>利用</u>は、1時間とする。</p>	<p>これに類するものをいう。</p> <p>芽室町民、芽室町内業者 5割 芽室町民以外 20割</p> <p>3 第1競技場又は第2競技場を<u>使用</u>する場合、その<u>使用面積</u>が総面積の2分の1を超える場合は、当該<u>使用料</u>は全額徴収する。ただし、その<u>使用面積</u>が2分の1、3分の1、4分の1又は8分の1以下の場合の<u>使用料</u>は、当該<u>使用料</u>のそれぞれ2分の1、3分の1、4分の1又は8分の1の額とする。</p> <p>4 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。</p> <p>5 <u>使用</u>のための準備及び原状回復に要する時間は、<u>使用时间</u>に含むものとする。</p> <p>6 団体とは、10人以上で<u>使用</u>の場合とする。</p> <p>7 1時間未満の<u>使用</u>は、1時間とする。</p> <p><u>8 共通回数券は、町営水泳プールとの共通利用券とする。</u></p>

利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案			現行		
(芽室町総合体育館設置及び管理条例の一部改正) 別表（第9条関係） 総合体育館利用料 (単位 円)			別表（第9条関係） 総合体育館利用料 (単位 円)		
区分		基本利用料（上限）	区分		基本利用料（上限）
団体 利 用 料	第1競技場	1時間につき 1,570	団体 利 用 料	第1競技場	1時間につき 1,570
	第2競技場	〃 480		第2競技場	〃 480
	研修室	〃 170		<u>トレーニング室</u>	<u>〃</u> <u>210</u>
個人 利 用 料	当日券（1人1回につき）	200	個人 利 用 料	研修室	〃 170
	回数券（6枚つづり）	1,000		当日券（1人1回につき）	200
	1か月券	2,000		回数券（6枚つづり）	1,000
	6か月券	8,400		1か月券	2,000
備考 一略一			備考 一略一		



## 利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行												
<p style="text-align: center;">(芽室町営水泳プール設置及び管理条例の一部改正)</p> <p style="text-align: center;">(管理の代行)</p> <p>第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町営プールの管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 第7条の<b>利用</b>の許可</p> <p>(3) <b>利用</b>料金の収受に係る業務</p> <p>(4) 一略一</p> <p style="text-align: center;">(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 町営プールの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">芽室町温 水プール</td> <td style="width: 15%;">開館時間</td> <td>午前9時から午後9時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>休館日</td> <td>毎週月曜日（祝日の場合は翌日）及び <b>12月29日</b>から翌年の1月3日までの日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(利用)の許可)</p> <p>第7条 町営プールを<b>利用</b>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p>	芽室町温 水プール	開館時間	午前9時から午後9時		休館日	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）及び <b>12月29日</b> から翌年の1月3日までの日	<p style="text-align: center;">(管理の代行)</p> <p>第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町営プールの管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 第7条の<b>使用</b>の許可</p> <p>(3) <b>使用</b>料金の収受に係る業務</p> <p>(4) 一略一</p> <p style="text-align: center;">(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 町営プールの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">芽室町温 水プール</td> <td style="width: 15%;">開館時間</td> <td>午前9時30分から午後9時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>休館日</td> <td>毎週月曜日（祝日の場合は翌日）及び <b>12月31日</b>から翌年の1月3日までの日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(使用)の許可)</p> <p>第7条 町営プールを<b>使用</b>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p>	芽室町温 水プール	開館時間	午前9時30分から午後9時		休館日	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）及び <b>12月31日</b> から翌年の1月3日までの日
芽室町温 水プール	開館時間	午前9時から午後9時											
	休館日	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）及び <b>12月29日</b> から翌年の1月3日までの日											
芽室町温 水プール	開館時間	午前9時30分から午後9時											
	休館日	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）及び <b>12月31日</b> から翌年の1月3日までの日											

改正案	現 行
<p>2 指定管理者は、町営プールの<u>利用</u>が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、<u>利用</u>を許可する。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>3 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要があるときは、その<u>利用</u>について条件を付することができる。</p> <p>(<u>利用料</u>)</p> <p>第8条 町営プールの<u>利用料</u>の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>指定管理者は、その範囲内で利用料金を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定める場合は、町長の承認を得て定めなければならない。また、これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>4 <u>利用料は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>(<u>利用料の減免</u>)</p> <p>第9条 <u>指定管理者</u>は、町長が相当な理由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>(<u>利用料の還付</u>)</p> <p>第10条 既納の<u>利用料</u>は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>2 指定管理者は、町営プールの<u>使用</u>が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、<u>使用</u>を許可する。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>3 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要があるときは、その<u>使用</u>について条件を付することができる。</p> <p>(<u>使用料</u>)</p> <p>第8条 町営プールの<u>使用料</u>の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(<u>使用料の減免</u>)</p> <p>第9条 <u>町長は、国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するとき、その使用料を免除するものとする。</u></p> <p>2 <u>前条の使用料</u>は、町長が相当な理由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>(<u>使用料の還付</u>)</p> <p>第10条 既納の<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>

改正案	現 行
<p>る。</p> <p>(1) <u>利用者</u>の責に属することのできない理由によって<u>利用</u>不能となったとき。</p> <p>(2) 第13条第2号の規定により<u>利用</u>の許可を取消したとき。</p> <p>(3) <u>利用者</u>から<u>利用</u>開始の前日までに<u>利用</u>許可の取消し、又は変更の申し出があつて、<u>指定管理者</u>が相当の理由があると認めたととき。</p> <p>(目的外<u>利用</u>等の禁止)</p> <p>第11条 <u>利用者</u>は、<u>利用</u>許可を受けた目的以外に<u>利用</u>し、その全部を転貸し、又はその権利を他人に譲渡してはならない。</p> <p>(特別設備の許可)</p> <p>第12条 <u>利用者</u>は、町営プールの<u>利用</u>にあたって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者を経由して委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(<u>利用</u>許可の取消し)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はその<u>利用</u>許可の条件を変更し、又は<u>利用</u>を停止し、若しくは<u>利用</u>許可を取消しすることができる。この場合、<u>利用者</u>に損害を及ぼすことがあつても町及び指定管理者は賠償の責を負わない。</p> <p>(1) <u>利用者</u>が<u>利用</u>許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第14条 <u>利用者</u>は、その<u>利用</u>が終わつたとき、又は<u>利用</u>を停止され</p>	<p>る。</p> <p>(1) <u>使用者</u>の責に属することのできない理由によって<u>使用</u>不能となったとき。</p> <p>(2) 第13条第2号の規定により<u>使用</u>の許可を取消したとき。</p> <p>(3) <u>使用者</u>から<u>使用</u>開始の前日までに<u>使用</u>許可の取消し、又は変更の申し出があつて、<u>委員会</u>が相当の理由があると認めたととき。</p> <p>(目的外<u>使用</u>等の禁止)</p> <p>第11条 <u>使用者</u>は、<u>使用</u>許可を受けた目的以外に<u>使用</u>し、その全部を転貸し、又はその権利を他人に譲渡してはならない。</p> <p>(特別設備の許可)</p> <p>第12条 <u>使用者</u>は、町営プールの<u>使用</u>にあたって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者を経由して委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(<u>使用</u>許可の取消し)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はその<u>使用</u>許可の条件を変更し、又は<u>使用</u>を停止し、若しくは<u>使用</u>許可を取消しすることができる。この場合、<u>使用者</u>に損害を及ぼすことがあつても町及び指定管理者は賠償の責を負わない。</p> <p>(1) <u>使用者</u>が<u>使用</u>許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第14条 <u>使用者</u>は、その<u>使用</u>が終わつたとき、又は<u>使用</u>を停止され</p>

改正案	現 行
<p>たとき、若しくは<b>利用</b>の許可を取消されたときは、直ちに<b>利用</b>の場所を原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 <b>利用者</b>が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を<b>利用者</b>から徴収する。 (損害賠償)</p> <p>第15条 <b>利用者</b>が建物又は設備物件等をき損し、又は滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害額を賠償しなければならない。 (委員会による管理)</p> <p>第16条 第7条、<b>第9条</b>、第12条及び第13条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が町営プールの管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第7条<b>及び第9条</b>中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第12条中「あらかじめ指定管理者を経由して委員会」とあるのは「あらかじめ委員会」と、第13条中「、指定管理者」とあるのは「、委員会」と、「町及び指定管理者」とあるのは「町」と読み替えるものとする。</p>	<p>たとき、若しくは<b>使用</b>の許可を取消されたときは、直ちに<b>使用</b>の場所を原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 <b>使用者</b>が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を<b>使用者</b>から徴収する。 (損害賠償)</p> <p>第15条 <b>使用者</b>が建物又は設備物件等をき損し、又は滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害額を賠償しなければならない。 (委員会による管理)</p> <p>第16条 第7条、第12条及び第13条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が町営プールの管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第7条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第12条中「あらかじめ指定管理者を経由して委員会」とあるのは「あらかじめ委員会」と、第13条中「、指定管理者」とあるのは「、委員会」と、「町及び指定管理者」とあるのは「町」と読み替えるものとする。</p>

改正案								現行						
別表（第8条関係） 芽室町営水泳プール <u>利用料</u>								別表（第8条関係） 芽室町営水泳プール <u>使用料</u>						
（単位 円）								（単位 円）						
名称	個人 <u>利用料</u> （上限）				団体 <u>利用料</u> （上限）			個人 <u>使用料</u>			団体 <u>使用料</u>			
	当日券 （1人 1回に つき）	<u>回数券</u> <u>（6枚</u> <u>つづ</u> <u>り）</u>	<u>1か</u> <u>月券</u>	<u>6か</u> <u>月券</u>	1 団 体 1 回 に つき	専用 <u>利用</u> 加算 料金（25mプ ール1時間につ き）		当日券 （1人 1回に つき）	<u>共通回</u> <u>数 券</u> <u>（12枚</u> <u>つづ</u> <u>り）</u>	<u>6か</u> <u>月</u> <u>券</u>	1 団 体 1 回 に つき	専用 <u>使用</u> 加算料 金（25mプ ール1時間につ き）		
1 コ ー ス		全コ ー ス		1 コ ー ス		全コ ー ス								
芽室 町温 水プ ール	400	2,000	<u>4,000</u>	<u>16,800</u>	3,910	330	2,800	400	2,000	<u>10,000</u>	3,910	330	2,800	
備考								備考						
1 時間外の利用については、午前8時から午前9時まで及び午後9時から午後10時までとし、特別に認めた場合とする。								1 団体とは、10人以上で <u>使用</u> の場合とする。						
2 営利を伴う催し物等で利用する場合又は入場料を徴収する場合の利用料は、基本利用料に次の割合を加えた額とする。 入場料とは、参観を目的として健康プラザに入館する者か								2 専用使用は、団体での <u>使用</u> の場合に限る。						
								3 25mプール全コースの専用は、大会 <u>使用</u> の場合に限る。						
								4 <u>共通回数券</u> は、総合体育館との共通利用券とする。						

改正案	現 行
<p><u>ら、利用者が徴収する金銭並びに利用者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。</u></p> <p><u>芽室町民、芽室町内業者 5割</u> <u>芽室町民以外 20割</u></p> <p><u>3 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。</u></p> <p><u>4 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。</u></p> <p><u>5 団体とは、10人以上で利用の場合とする。</u></p> <p><u>6 専用利用は、団体での利用の場合に限る。</u></p> <p><u>7 25mプール全コースの専用は、大会利用の場合に限る。</u></p>	

## 利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行								
<p style="text-align: center;">(芽室町健康プラザ設置及び管理条例の一部改正)</p> <p style="text-align: center;">(管理の代行)</p> <p>第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、健康プラザの管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 第7条の<u>利用</u>の許可</p> <p>(3) <u>利用</u>料金の収受に係る業務</p> <p>(4) 一略一</p> <p style="text-align: center;">(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 健康プラザの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">開館時間</td> <td>午前8時から午後10時</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td><u>毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(利用)の許可)</p> <p>第7条 健康プラザを<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p>	開館時間	午前8時から午後10時	休館日	<u>毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日</u>	<p style="text-align: center;">(管理の代行)</p> <p>第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、健康プラザの管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 第7条の<u>使用</u>の許可</p> <p>(3) <u>使用</u>料金の収受に係る業務</p> <p>(4) 一略一</p> <p style="text-align: center;">(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 健康プラザの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">開館時間</td> <td>午前8時から午後10時</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td><u>12月31日</u>から翌年の1月3日までの日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(使用)の許可)</p> <p>第7条 健康プラザを<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p>	開館時間	午前8時から午後10時	休館日	<u>12月31日</u> から翌年の1月3日までの日
開館時間	午前8時から午後10時								
休館日	<u>毎月第1月曜日（祝日の場合は翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日</u>								
開館時間	午前8時から午後10時								
休館日	<u>12月31日</u> から翌年の1月3日までの日								

改正案	現 行
<p>2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において健康プラザの運営管理上必要があると認めるときは、その<u>利用</u>について条件を付することができる。</p> <p>(利用の不許可)</p> <p>第8条 指定管理者は、健康プラザの<u>利用</u>目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その<u>利用</u>を許可しない。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(利用料)</p> <p>第9条 健康プラザの<u>利用料</u>の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>指定管理者は、その範囲内で利用料金を定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定める場合は、町長の承認を得て定めなければならない。また、変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>4 <u>利用料は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>(利用料の減免)</p> <p>第10条 <u>指定管理者</u>は、町長が相当な理由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>(利用料の還付)</p>	<p>2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において健康プラザの運営管理上必要があると認めるときは、その<u>使用</u>について条件を付することができる。</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第8条 指定管理者は、健康プラザの<u>使用</u>目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その<u>使用</u>を許可しない。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 健康プラザの<u>使用料</u>の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 <u>町長は、国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するとき、その使用料を免除するものとする。</u></p> <p>2 <u>前条の使用料</u>は、町長が相当な理由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p>



改正案	現 行
<p>第11条 既納の<b>利用</b>料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) <b>利用者</b>の責に帰することのできない理由により<b>利用</b>不能になったとき。</p> <p>(2) 第14条第3号により<b>利用</b>の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) <b>利用</b>日の前日までに<b>利用</b>許可の取り消し又は変更の申し出があつて、<b>指定管理者</b>が相当の理由があると認めたとき。</p> <p>(目的外<b>利用</b>等の禁止)</p> <p>第12条 <b>利用者</b>は、健康プラザの<b>利用</b>許可を受けた目的以外に<b>利用</b>し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。</p> <p>(特別施設等の設置)</p> <p>第13条 <b>利用者</b>は、その<b>利用</b>にあたって、特別の施設設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者を経由して委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(<b>利用</b>許可の取消し)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はその<b>利用</b>許可の条件を変更し、又は<b>利用</b>を停止し、若しくは<b>利用</b>の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <b>利用者</b>が<b>利用</b>許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) <b>利用者</b>がこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3)と(4) 一略一</p>	<p>第11条 既納の<b>使用</b>料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) <b>使用者</b>の責に帰することのできない理由により<b>使用</b>不能になったとき。</p> <p>(2) 第14条第3号により<b>使用</b>の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) <b>使用</b>日の前日までに<b>使用</b>許可の取り消し又は変更の申し出があつて、<b>委員会</b>が相当の理由があると認めたとき。</p> <p>(目的外<b>使用</b>等の禁止)</p> <p>第12条 <b>使用者</b>は、健康プラザの<b>使用</b>許可を受けた目的以外に<b>使用</b>し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。</p> <p>(特別施設等の設置)</p> <p>第13条 <b>使用者</b>は、その<b>使用</b>にあたって、特別の施設設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者を経由して委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(<b>使用</b>許可の取消し)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はその<b>使用</b>許可の条件を変更し、又は<b>使用</b>を停止し、若しくは<b>使用</b>の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <b>使用者</b>が<b>使用</b>許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) <b>使用者</b>がこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3)と(4) 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(原状の回復)</p> <p>第15条 <u>利用者</u>は、その<u>利用</u>を終了したとき、又は<u>利用</u>を停止されたとき、若しくは<u>利用</u>の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 <u>利用者</u>が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を<u>利用者</u>から徴収する。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第16条 <u>利用者</u>は、故意又は<u>利用者</u>の責に帰すべき過失により施設設備又は備付物件をき損、汚損若しくは滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(委員会による管理)</p> <p>第17条 第7条、第8条、<u>第10条</u>、第13条及び第14条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が健康プラザの管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第7条、第8条、<u>第10条</u>及び第14条の規定中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第13条中「あらかじめ指定管理者を経由して委員会」とあるのは「あらかじめ委員会」と読み替えるものとする。</p>	<p>(原状の回復)</p> <p>第15条 <u>使用者</u>は、その<u>使用</u>を終了したとき、又は<u>使用</u>を停止されたとき、若しくは<u>使用</u>の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 <u>使用者</u>が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を<u>使用者</u>から徴収する。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第16条 <u>使用者</u>は、故意又は<u>使用者</u>の責に帰すべき過失により施設設備又は備付物件をき損、汚損若しくは滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(委員会による管理)</p> <p>第17条 第7条、第8条、第13条及び第14条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が健康プラザの管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第7条、第8条及び第14条の規定中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第13条中「あらかじめ指定管理者を経由して委員会」とあるのは「あらかじめ委員会」と読み替えるものとする。</p>

改正案			現 行		
別表（第9条関係） 健康プラザ <u>利用料</u>			別表（第9条関係） 健康プラザ <u>使用料</u>		
（単位 円）			（単位 円）		
	区分	基本 <u>利用料</u> （上限）		区分	基本 <u>利用料</u>
団体 <u>利用料</u>	アリーナ	1時間につき 800	団体 <u>使用料</u>	アリーナ	1時間につき 800
	研修室	〃 140		研修室	〃 140
個人 <u>利用料</u>	当日券（1人1回につき）	100	個人 <u>使用料</u>	当日券（1人1回につき）	100
	<u>回数券（6枚つづり）</u>	<u>500</u>		6か月券	<u>2,500</u>
	<u>1か月券</u>	<u>1,000</u>			
	6か月券	<u>4,200</u>			
備考			備考		
<p><u>1</u> 営利を伴う催し物等で<u>利用</u>する場合又は入場料を徴収する場合の<u>利用料</u>は、基本<u>利用料</u>に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的として健康プラザに入館する者から、<u>利用</u>者が徴収する金銭並びに<u>利用</u>者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。</p> <p>芽室町民、芽室町内業者 5割 芽室町民以外 20割</p>			<p><u>1</u> <u>時間外の利用については、午前8時から午前9時まで及び午後9時から午後10時までとし、特別に認めた場合とする。</u></p> <p><u>2</u> 営利を伴う催し物等で<u>使用</u>する場合又は入場料を徴収する場合の<u>使用料</u>は、基本<u>使用料</u>に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的として健康プラザに入館する者から、<u>使用</u>者が徴収する金銭並びに<u>使用</u>者が発行する入場券、その他これに類するものをいう。</p> <p>芽室町民、芽室町内業者 5割 芽室町民以外 20割</p>		
<p><u>2</u> アリーナを<u>利用</u>する場合、その<u>利用</u>面積が総面積の3分の</p>					

改正案	現 行
<p>2、2分の1又は3分の1以下の場合の<u>利用料</u>は、当該<u>利用料</u>のそれぞれ3分の2、2分の1又は3分の1の額とする。</p> <p><u>3</u> 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。</p> <p><u>4</u> <u>利用</u>のための準備及び原状回復に要する時間は、<u>利用時間</u>に含むものとする。</p> <p><u>5</u> 団体とは、10人以上で<u>利用</u>の場合とする。</p> <p><u>6</u> 1時間未満の<u>利用</u>は、1時間とする。</p>	<p><u>3</u> アリーナを<u>使用</u>する場合、その<u>使用面積</u>が総面積の3分の2、2分の1又は3分の1以下の場合の<u>使用料</u>は、当該<u>使用料</u>のそれぞれ3分の2、2分の1又は3分の1の額とする。</p> <p><u>4</u> 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。</p> <p><u>5</u> <u>使用</u>のための準備及び原状回復に要する時間は、<u>使用時間</u>に含むものとする。</p> <p><u>6</u> 団体とは、10人以上で<u>使用</u>の場合とする。</p> <p><u>7</u> <u>町内の者が、ゲートボールで使用する場合は、午前8時から使用できることとする。</u></p> <p><u>8</u> 1時間未満の<u>使用</u>は、1時間とする。</p>

利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町サッカー場設置及び管理条例の一部改正) (管理の代行)</p> <p>第3条の2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、サッカー場の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1) 一略一 (2) 次条の<u>利用</u>の許可 (3) <u>利用</u>料金の収受に係る業務 (4) 一略一</p> <p>(<u>利用</u>の許可)</p> <p>第4条 サッカー場を<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において、サッカー場の管理運営上必要があると認めるときは、その<u>利用</u>について条件を付することができる。</p> <p>(<u>利用</u>の不許可)</p> <p>第5条 指定管理者は、サッカー場の<u>利用</u>目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その<u>利用</u>を許可しない。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(<u>利用</u>料)</p> <p>第6条 サッカー場の<u>利用</u>料の額は、別表に定めるとおりとする。</p>	<p>(管理の代行)</p> <p>第3条の2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、サッカー場の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1) 一略一 (2) 次条の<u>使用</u>の許可 (3) <u>使用</u>料金の収受に係る業務 (4) 一略一</p> <p>(<u>使用</u>の許可)</p> <p>第4条 サッカー場を<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において、サッカー場の管理運営上必要があると認めるときは、その<u>使用</u>について条件を付することができる。</p> <p>(<u>使用</u>の不許可)</p> <p>第5条 指定管理者は、サッカー場の<u>使用</u>目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その<u>使用</u>を許可しない。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(<u>使用</u>料)</p> <p>第6条 サッカー場の<u>使用</u>料の額は、別表に定めるとおりとする。</p>

改正案	現 行
<p>2 <u>指定管理者は、その範囲内で利用料金を定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定める場合は、町長の承認を得て定めなければならない。また、これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>4 <u>利用料は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。</u> (利用料の減免) 第7条 <u>指定管理者</u>は、町長が相当な理由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>(利用料の還付) 第8条 既納の<u>利用料</u>は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) <u>利用者</u>の責に帰することのできない理由により<u>利用</u>不能になったとき。 (2) 第11条第3号により<u>利用</u>の許可を取り消したとき。 (3) <u>利用</u>日の前日までに<u>利用</u>許可の取消し又は変更の申出があつて、<u>指定管理者</u>が相当の理由があると認めるとき。 (目的外<u>利用</u>等の禁止)</p>	<p>2 <u>第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(使用料の減免) 第7条 <u>町長は、国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するとき、その使用料を免除するものとする。</u></p> <p>2 <u>前条の使用料</u>は、町長が相当な理由があると認めるときは、減免することができる。 (使用料の還付) 第8条 既納の<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) <u>使用者</u>の責に帰することのできない理由により<u>使用</u>不能になったとき。 (2) 第11条第3号により<u>使用</u>の許可を取り消したとき。 (3) <u>使用</u>日の前日までに<u>使用</u>許可の取消し又は変更の申出があつて、<u>委員会</u>が相当の理由があると認めるとき。 (目的外<u>使用</u>等の禁止)</p>

改正案	現 行
<p>第9条 <u>利用者</u>は、サッカー場の<u>利用</u>許可を受けた目的以外に<u>利用</u>し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。</p> <p>(特別施設等の設置)</p> <p>第10条 <u>利用者</u>は、その<u>利用</u>にあたって、特別の施設設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者を経由して委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(<u>利用</u>許可の取消し)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はその<u>利用</u>許可の条件を変更し、又は<u>利用</u>を停止し、若しくは<u>利用</u>の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>利用者</u>が<u>利用</u>許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) <u>利用者</u>がこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3)と(4) 一略一</p> <p>(原状の回復)</p> <p>第12条 <u>利用者</u>は、その<u>利用</u>を終了したとき、又は<u>利用</u>を停止されたとき、若しくは<u>利用</u>の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 <u>利用者</u>が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を<u>利用者</u>から徴収する。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 <u>利用者</u>は、故意又は<u>利用者</u>の責に帰すべき過失により施設設備又は備付物件を毀損、汚損若しくは滅失したときは、委員会</p>	<p>第9条 <u>使用者</u>は、サッカー場の<u>使用</u>許可を受けた目的以外に<u>使用</u>し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。</p> <p>(特別施設等の設置)</p> <p>第10条 <u>使用者</u>は、その<u>使用</u>にあたって、特別の施設設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者を経由して委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(<u>使用</u>許可の取消し)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者はその<u>使用</u>許可の条件を変更し、又は<u>使用</u>を停止し、若しくは<u>使用</u>の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>使用者</u>が<u>使用</u>許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) <u>使用者</u>がこの条例及びこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3)と(4) 一略一</p> <p>(原状の回復)</p> <p>第12条 <u>使用者</u>は、その<u>使用</u>を終了したとき、又は<u>使用</u>を停止されたとき、若しくは<u>使用</u>の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 <u>使用者</u>が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を<u>使用者</u>から徴収する。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 <u>使用者</u>は、故意又は<u>使用者</u>の責に帰すべき過失により施設設備又は備付物件を毀損、汚損若しくは滅失したときは、委員会</p>

改正案	現 行																						
<p>の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。 (委員会による管理)</p> <p>第13条の2 第4条、第5条、<b>第7条</b>、第10条及び第11条の規定は、指定管理者に代わって、委員会がサッカー場の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、<b>第4条</b>、第5条<b>及び第7条</b>中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第10条中「指定管理者を經由して委員会」とあるのは「委員会」と、第11条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>別表 (第6条関係) 芽室町サッカー場<b>利用</b>料</p> <table border="1" data-bbox="264 799 1111 1114"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">団体<b>利用</b>料 (上限)</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面</td> <td>1時間</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>1時間</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 団体とは、10人以上で<b>利用</b>の場合とする。</li> <li>2 1時間未満の<b>利用</b>は、1時間とする。</li> </ol>	区分	団体 <b>利用</b> 料 (上限)		単位	金額	全面	1時間	1,000円	半面	1時間	500円	<p>の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。 (委員会による管理)</p> <p>第13条の2 第4条、第5条、第10条及び第11条の規定は、指定管理者に代わって、委員会がサッカー場の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、<b>第4条及び第5条</b>中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第10条中「指定管理者を經由して委員会」とあるのは「委員会」と、第11条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、<b>「町及び指定管理者」とあるのは「町」と読み替えるものとする。</b></p> <p>別表 (第6条関係) 芽室町サッカー場<b>使用</b>料</p> <table border="1" data-bbox="1153 799 2022 1114"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">団体<b>使用</b>料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面</td> <td>1時間</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>1時間</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 団体とは、10人以上で<b>使用</b>の場合とする。</li> <li>2 1時間未満の<b>使用</b>は、1時間とする。</li> </ol>	区分	団体 <b>使用</b> 料		単位	金額	全面	1時間	1,000円	半面	1時間	500円
区分		団体 <b>利用</b> 料 (上限)																					
	単位	金額																					
全面	1時間	1,000円																					
半面	1時間	500円																					
区分	団体 <b>使用</b> 料																						
	単位	金額																					
全面	1時間	1,000円																					
半面	1時間	500円																					



利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町都市公園条例の一部改正) (名称及び位置)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 町の設置する公園のうち有料で<b>利用</b>させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第3左欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 一略一 (管理の代行)</p> <p>第2条の2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の2第3項の規定により、有料公園施設及び<b>パークゴルフ場</b>（<u>美生川河川敷公園パークゴルフ場、芽室霊園緑地公園パークゴルフ場、東工北1公園パークゴルフ場及び芽室公園パークゴルフ場をいう。以下この条において同じ。</u>）の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1) 有料公園施設及び<b>パークゴルフ場</b>の施設及び設備の維持管理</p> <p>(2) 第8条の2の<b>利用</b>の許可</p> <p>(3) <b>利用</b>料金の収受に係る業務</p> <p>(4) 一略一 (有料公園施設の<b>利用</b>の許可)</p> <p>第8条の2 有料公園施設を<b>利用</b>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 町の設置する公園のうち有料で<b>使用</b>させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第3左欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 一略一 (管理の代行)</p> <p>第2条の2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の2第3項の規定により、有料公園施設の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1) 有料公園施設の施設及び設備の維持管理</p> <p>(2) 第8条の2の<b>使用</b>の許可</p> <p>(3) <b>使用</b>料金の収受に係る業務</p> <p>(4) 一略一 (有料公園施設の<b>使用</b>の許可)</p> <p>第8条の2 有料公園施設を<b>使用</b>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>2～4 一略一  <u>(使用料及び利用料)</u>            第9条 一略一            2 有料公園施設を<u>利用</u>しようとする者は、別表第3に掲げる額の<u>利用料</u>を納付しなければならない。            3 <u>指定管理者は、その範囲内で利用料金を定めるものとする。</u>            4 <u>指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定める場合は、町長の承認を得て定めなければならない。また、これを変更しようとするときも、同様とする。</u>            5 <u>利用料は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とする。</u>            (使用料<u>及び利用料</u>の減免)            第10条 町長<u>又は指定管理者</u>は、国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するとき、その使用料<u>及び利用料</u>を免除するものとする。            2 一略一            3 <u>指定管理者</u>は、町長が相当な理由があると認めたときは、減免することができる。            (使用料<u>及び利用料</u>の納付)            第11条 使用料<u>及び利用料</u>は、許可を受けたのち直ちに納付しなければならない。この場合において、1年を超え、又は次年度にまたがる場合は、初年度の方は、許可を受けたのち直ちに、次年度以降の方は、当該各年度の4月末日までに納付しなければならない。</p>	<p>2～4 一略一  <u>(使用料)</u>            第9条 一略一            2 有料公園施設を<u>使用</u>しようとする者は、別表第3に掲げる額の<u>使用料</u>を納付しなければならない。              (使用料の減免)            第10条 町長は、国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するとき、その使用料を免除するものとする。            2 一略一            3 <u>前条の使用料</u>は、町長が相当な理由があると認めたときは、減免することができる。            (使用料の納付)            第11条 使用料は、許可を受けたのち直ちに納付しなければならない。この場合において、1年を超え、又は次年度にまたがる場合は、初年度の方は、許可を受けたのち直ちに、次年度以降の方は、当該各年度の4月末日までに納付しなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>い。</p> <p>2 一略一  (使用料<u>及び</u>利用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料<u>及び</u>利用料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。  (町長による管理)</p> <p>第14条の2 第8条の2 <u>及び</u>第10条の規定は、指定管理者に代わって町長が有料公園施設の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。  (委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、公園の管理並びに使用<u>及び</u><u>利用</u>に関して必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>2 一略一  (使用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。  (町長による管理)</p> <p>第14条の2 第8条の2の規定は、指定管理者に代わって町長が有料公園施設の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。  (委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、公園の管理並びに使用に関して必要な事項は、規則で定める。</p>

改正案						現 行					
別表第3（第2条、第9条関係） 有料公園施設 <u>利用</u> 料						別表第3（第2条、第9条関係） 有料公園施設 <u>使用</u> 料					
有料公園施設		<u>利用料</u> （上限）			備考	有料公園施設		<u>使用料</u>			備考
		単位		金額 （円）				単位		金額 （円）	
芽室公園	野球場	—	1時間	740	(1) 備付の放送施設を <u>利用</u> する場合は1時間につき270円を徴収する。 (2) 庭球場、運動広場及び弓道場の照明施設を <u>利用</u> する場合の <u>利用</u> 料は、実費相当額を徴収する。 (3) 庭球場の1回の <u>利用</u> 時間は3時間以内とする。 (4) 団体とは、10	芽室公園	野球場	—	1時間	740	(1) 備付の放送施設を <u>使用</u> する場合は1時間につき270円を徴収する。 (2) 庭球場、運動広場及び弓道場の照明施設を <u>使用</u> する場合の <u>使用</u> 料は、実費相当額を徴収する。 (3) 庭球場の1回の <u>使用</u> 時間は3時間以内とする。 (4) 団体とは、10人以上で <u>使用</u> の場
	庭球場	1面	1時間	100			庭球場	1面	1時間	100	
	運動広場	全面	1時間	500			運動広場	全面	1時間	500	
1時間			250	半面		1時間		250			
南多目的運動公園	弓道場	個人	半日	100		南多目的運動公園	弓道場	個人	半日	100	
		団体	1時間	690				団体	1時間	690	
	ソフトボール場	全面	1時間	250		ソフトボール場	全面	1時間	250		
芽室	運動広	全面	1時間	500	芽室	運動広	全面	1時間	500		

改正案						現 行					
南公園	場	半面	1時間	250	<p>人以上で<u>利用</u>の場合とする。</p> <p>(5) 営利を伴う催し物等で<u>利用</u>する場合又は入場料を徴収する場合の<u>利用料</u>は、基本<u>利用料</u>に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的として入場する者から、<u>利用者</u>が徴収する金銭並びに<u>利用者</u>が発行する入場券、その他これに類するものをいう。</p> <p>芽室町民、芽室町内業者 5割 芽室町民以外 20割</p>	南公園	場	半面	1時間	250	<p>合とする。</p> <p>(5) 営利を伴う催し物等で<u>使用</u>する場合又は入場料を徴収する場合の<u>使用料</u>は、基本<u>使用料</u>に次の割合を加えた額とする。入場料とは、参観を目的として入場する者から、<u>使用者</u>が徴収する金銭並びに<u>使用者</u>が発行する入場券、その他これに類するものをいう。</p> <p>芽室町民、芽室町内業者 5割 芽室町民以外 20割</p> <p>(6) 1時間未満の</p>
	庭球場	1面	1時間	100			庭球場	1面	1時間	100	
芽室西運動広場	サッカー場	—	1時間	500		芽室西運動広場	サッカー場	—	1時間	500	

改正案						現 行					
					(6) 1時間未満の <u>利用</u> は、1時間と する。						<u>使用</u> は、1時間と する。

利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（附則関係）

改正案	現 行
<p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年7月1日から施行する。</u></p>	

## 利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例主な改正箇所

### 1 芽室町総合体育館

項目	現行	改正案	備考
関係条例の改正	使用料	<u>利用料</u>	芽室町総合体育館設置及び管理条例中の「 <u>使用料</u> 」を「 <u>利用料</u> 」に改める。
休館日	12月31日～1月3日	<u>12月29日～1月3日</u>	
利用料金	参考資料9のとおり		※トレーニング室は、令和5年7月1日からトレーニングセンターに機能を移設する。

### 2 芽室町営水泳プール

項目	現行	改正案	備考
関係条例の改正	使用料	<u>利用料</u>	芽室町営水泳プール設置及び管理条例中の「 <u>使用料</u> 」を「 <u>利用料</u> 」に改める。
開館時間	午前9時30分から午後9時	<u>午前9時から午後9時</u>	
休館日	12月31日～1月3日	<u>12月29日～1月3日</u>	
利用料金	参考資料9のとおり		



### 3 芽室町健康プラザ

項目	現行	改正案	備考
関係条例の改正	使用料	<u>利用料</u>	芽室町健康プラザ設置及び管理条例中の「 <u>使用料</u> 」を「 <u>利用料</u> 」に改める。
休館日	12月31日～1月3日	<u>毎月第1月曜日</u> <u>12月29日～1月3日</u>	
利用料金	参考資料9のとおり		

### 4 芽室町サッカー場

項目	現行	改正案	備考
関係条例の改正	使用料	<u>利用料</u>	芽室町サッカー場設置及び管理条例中の「 <u>使用料</u> 」を「 <u>利用料</u> 」に改める。
利用料金	変更なし		

### 5 芽室町都市公園（有料公園施設）

項目	現行	改正案	備考
関係条例の改正	使用料	<u>利用料</u>	芽室町都市公園条例中、有料都市公園に関する箇所において「 <u>使用料</u> 」を「 <u>利用料</u> 」に改める。
利用料金	変更なし		

# 芽室町社会体育施設利用料金体系表

## 1 芽室町総合体育館

(単位 円)

既存の料金体系		
区分	基本使用料	
団体使用料	第1競技場	1時間につき 1,570
	第2競技場	〃 480
	トレーニング室	〃 210
	研修室	〃 170
個人使用料	当日券(1人1回につき)	200
	共通回数券(12枚つづり)	2,000
	6か月券	5,000



改正後の料金体系		
区分	基本利用料(上限)	
団体利用料	第1競技場	1時間につき 1,570
	第2競技場	〃 480
	トレーニング室	〃 210
	研修室	〃 170
個人利用料	当日券(1人1回につき)	200
	回数券(6枚つづり)	1,000
	1か月券	2,000
	6か月券	8,400

<改正内容>

- 1 団体利用料 トレーニング室は、6月30日までの料金7月1日以降は、トレーニング室を削除
- 2 個人利用料 当日券変更なし
- 3 〃 施設毎回数券とし料金変更なし
- 4 〃 1か月券の新設(月10回相当)
- 5 〃 6か月券料金変更(30%減額)

## 2 芽室町営水泳プール

(単位 円)

既存の料金体系		
区分	基本使用料	
団体使用料	1団体1回につき	3,910
	専用使用加算料金 (25mプール1時間につき)	1コース 330
		全コース 2,800
個人使用料	当日券(1人1回につき)	400
	共通回数券(12枚つづり)	2,000
	6か月券	10,000

※共通回数券2枚でプール1回利用可能



改正後の料金体系		
区分	基本利用料(上限)	
団体利用料(上限)	1団体1回につき	3,910
	専用使用加算料金 (25mプール1時間につき)	1コース 330
		全コース 2,800
個人利用料(上限)	当日券(1人1回につき)	400
	回数券(6枚つづり)	2,000
	1か月券	4,000
	6か月券	16,800

<改正内容>

- 1 団体利用料 変更なし
- 2 個人利用料 当日券変更なし
- 3 〃 施設毎回数券とし料金変更なし
- 4 〃 1か月券の新設(月10回相当)
- 5 〃 6か月券料金変更(30%減額)

## 3 芽室町健康プラザ

(単位 円)

既存の料金体系		
区分	基本使用料	
団体使用料	アリーナ	800
	研修室	〃 140
個人使用料	当日券(1人1回につき)	100
	6か月券	2,500



改正後の料金体系		
区分	基本利用料(上限)	
団体利用料	アリーナ	1時間につき 800
	研修室	〃 140
個人利用料	当日券(1人1回につき)	100
	回数券(6枚つづり)	500
	1か月券	1,000
	6か月券	4,200

<改正内容>

- 1 団体利用料 変更なし
- 2 個人利用料 当日券変更なし
- 3 〃 施設毎回数券とし新設
- 4 〃 1か月券の新設(月10回相当)
- 5 〃 6か月券料金変更(30%減額)